

川口市民オンブズマン・ニュース

12号/2014年10月16日発行/発行：川口市民オンブズマン(代表 村松)
問合せ先：〒333-0821 川口市東内野5-6-33 電話&Fax：048-295-0580
<http://k-c-ombudsman.sakura.ne.jp/> kawaguchi.citizen.ombudsman@tc.at.ne.jp

政務活動費とは何でしょうか？

(質問)

政務活動費は、何のためにあるのですか？
すべての議会であるのですか？



(質問)

マスコミ報道等で政務活動費が騒がれているのは、どうしてですか？

(質問)

川口市議会の政務活動費は、どうなっているのですか？

(答え)

地方自治法第100条で『条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部』として、議員報酬とは別に支給されている経費です。なお、自治体によって政務活動費がない場合があります。もともとは『政務調査費』という名称でしたが、2012年の地方自治法の改正で、純粋な調査費から活動費という形になり、資金使途が拡大されました(その範囲は自治体によって異なります)。

(答え)

『議会議員の調査研究その他の活動』のための経費ですが、問題はその使途で、『調査研究費』、『研修費』、『広報費』、『広聴費』、『要請・陳情活動費』、『会議費』、『資料作成費』、『資料購入費』、『人件費』、『事務所費』、『事務費』を使途として認めています。が、使途の解釈と範囲があいまいで、議員の裁量の範囲として、その支出の大部分が許容されてきました。しかし、住民の調査やマスコミ報道で違法不当な支出や不適切な支出が明らかにされ、全国的に問題視されています。

(答え)

川口市議会では、議員一人当たり月額18万円、年額216万円として、会派または個々の議員に半年前払いで、4月と10月の2回に分けて支給されています。
※会派と個人で金額を分け合い支給されている場合もあり。
H25度の政務活動費は、総額96,300,000円が支給され、総額79,104,337円が支出されました。
※残金の17,195,663円が返還されました。



政務調査費(現・政務活動費)、川口市議会の支出は市民感覚にほど遠い不適切な支出、今こそ是正を!!

■ 約1,900万円の返還を求め

住民監査請求を実施

当会は6月27日に、川口市議会のH23年度・政務調査費(現・政務活動費)で、3会派(自民・公明・共産)、議員42名の支出内容について、違法不当な支出があるとして19,127,731円の返還を求め、住民監査請求

求を実施しました。

当会が返還を求めた、主な支出内容は次のとおりで、市民感覚では公金による支出としては不適切なものとなっています。

返還を求めた主な支出内容

- | |
|-----------------------|
| ① 所属する政党の政党雑誌や政党新聞の購入 |
| ② 杉本佳代議員が支出した |

「政務調査および法律相談契約料」

- ③ 事務所としての表記等が無い事務所費
(調査研究活動専用事務所、及び後援会・政治団体との共用事務所に係る経費(賃貸料、水道光熱費も含む)
※議員8名が対象(敬称略)
稲川和成、小林 宏、最上則彦、杉本佳代、光田直之、吉田英司、前田亜希、篠田文男
- ④ 更新頻度がまったく無い(または頻度が少ない)、自己宣伝が過大なホームページの維持更新費用等
※議員15名が対象(敬称略)
杉本佳代、稲川和成、宇多川好秀、松本英彦、福田洋子、芦田芳枝、江袋正敏、芝崎正太、幡野 茂、関口京子、大関修克、小林 宏、矢作太郎、光田直之、谷川恵子
- ⑤ その他(調査旅費、ガソリン代、事務所費、広報費、資料作成費、研究研修費など)

※詳細は当会HP、または市HP(監査委員事務局⇒住民監査請求)を参照してください。

■ 136,175円のみを不適切な支出と認定

当会の住民監査請求に対して、川口市監査委員は、8月26日付で監査結果を通知し、136,175円の支出を不適切と認めただけでした。

膨大な支出内容に対する監査結果の中で、特に当会が問題視しているのは、事務所としての表記等が無い事務所費やホームページに関する監査結果で、監査委員の判断は次のとおりでした。

監査委員の判断

《事務所としての表記等が無い事務所費》

議員立会いの下、同事務所の現地調査を行ったところ、玄関ドアに議員の氏名の記載はなかったものの、部屋内部にデスク、書棚、ファックス等の事務備品・機器が設置され、主として調査研究活動を行っていることが認められた。

政務調査費の手引きには、『事務所としての外形上の形態及び機能を有していること』が必要であるにも関わらず、それを無視した監査結果となっています。

監査委員の判断

《ホームページの維持更新費用等》

請求人は、「HP更新料・レンタルサーバー代は、23年度の更新は1件のみであるから、広報費としての支出は全額不可である。」と主張するが、更新頻度を理由として、HP更新料が全額広報費として支出できないとは認められないため、同議員のHP管理費は全額広報費として支出できると判断する。

※136,175円の支出については、すでに川口市へ該当する議員から返還されました。

■ 市長、市議会議長へ申入れを実施

監査委員には公開質問状を送付!!

当会は監査結果を受けて、10月16日付で次のとおり申入書と公開質問状(5項目)の送付を実施し、今後

も川口市議会の政務活動費に関して、違法不当、不適切な支出の是正に取り組んでいきます。

市長、議長への申入れ

- 政務活動費(または政務調査費)における事務所費について、事務所の賃貸等を行う場合は、以下を徹底すること。
- 各手引きに明記されたとおり、事務所としての外形上の形態を有していること(表札、看板、ポストへの事務所としての明記等)
- 外形上の形態と共に、川口市議会HP等において公金の支出により賄われている事務所の所在地や連絡先を掲載すること
- 議員または会派から、政務活動費(または政務調査費)の収支報告書(個票を含む)を受領したら、支出内容について精査を行い、支出金額の間違いや使途内容の詳細説明が必要な支出について議員または会派に個別に確認を行い、公金の支出に対して市民に疑念を持たれないように是正すること。

※ 今回の監査結果において当会として返還請求を行っていない支出について、当会の監査請求を契機とした監査委員によるチェックにより、支出金額の間違いが指摘され、返還されている。このことは川口市、川口市議会のチェック機能の不備が図らずも明らかになっている。

- 政務活動費(または政務調査費)の使途に関して、市民に疑義を抱かせないように更なる透明性を担保するため、情報公開請求による公文書開示ではなく、インターネット公開等により、支出の領収書を含めて、その支出内容を新たな情報公開・情報提供として市民に広く行うこと。

監査委員への公開質問状(一部のみ抜粋)

(事務所費について)

手引きに定める外形上の形態を無視した理由を御教え下さい。また今後も同様な事例、または異なる事例があった場合も監査委員は手引きの定めを無視されることがあるのでしょうか。

■ 編集後記

税金の無駄遣いは市民の努力で改善できると思います。市民の皆様も私たちの活動に是非ご参加下さるようお願い申し上げます。当ニュースに関する詳細は、当会HPを参照ください。

【会員募集中】

当会では一緒に活動する会員を募集しています。市民の立場から行政を動かしたいと考えている方、そして行政の不正は許さないという方は、ぜひ川口市民オンブズマンにご参加ください。まずは月例会(毎月第3土曜日午後1時~)にオブザーバー参加してみませんか。